

# 令和3年 第8回総務経済常任委員会会議録

令和3年6月17日 議員控室

## ○事 件

協議事項

(1) 住民投票条例勉強会について

## ○出席委員（4名）

委員長 三 澤 公 雄 君  
大久保 建 一 君

横 田 喜世志 君  
宮 本 雅 晴 君

## ○欠席委員（2名）

田 中 裕 君

牧 野 仁 君

## ○出席委員外議員（0名）

## ○出席説明員（0名）

## ○出席事務局職員

事務局長 三 澤 聡 君

事務局次長 成 田 真 介 君

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（三澤公雄君） ただいまから総務経済常任委員会をはじめます。

◎ 協議事項

○委員長（三澤公雄君） 今日は特別に足を運んでいただきまして、ありがとうございます。前回の常任委員会でやるはずでした住民投票条例の勉強会だけの時間をいただきましたので、事務局から最後の資料の説明を受けたのち、これまでを通して、この勉強会の問題提起だった常設型の住民投票条例の、はっきり言って是非について、皆さんから知見をいただいで議論できたらなと思っています。それでは事務局のほうから資料説明をお願いします。

○議会事務局次長（成田真介君） 委員長、事務局次長。

○委員長（三澤公雄君） 次長。

○議会事務局次長（成田真介君） それでは、お手元に資料があると思いますが、1ページ目から5ページ目までは前回までの委員会で説明しましたので、これを省略いたしまして、6ページ、最後のページになりますが、投票方法等についてからご説明させていただきます。

それでは、6ページ、7.投票方法等について、まず実施機関、常設型の制度を設けている他の自治体では、長を実施機関としたうえで、投票や開票事務を選挙管理委員会に委任している状況でございます。

投票期日については、行政側の準備作業や、投票運動の期間を確保するため。住民投票の請求又は発議があつてから、一定の期間経過後に投票期日が設定される。多くは30日～90日とされています。

投票方法、多くの自治体では二者択一方式で賛否を問うものとなっております。投票運動、投票運動に対する規制について、買収や脅迫などの一般的な禁止行為を規制する自治体もありますが、概ね自由な投票運動を認めているようでございます。

住民投票に係るコストでございますが、実施にあたっては一定の費用が発生するため、経費の効率的な執行の観点から、住民投票はやみくもに行われるべきものではないが、経費面のみから、重要事項の決定に住民の参加機会を与えないことも問題とされております。経費節減の観点から、国政選挙や地方選挙と同日実施も考えられますが、公職選挙法で禁止されている運動との判別が難しくなるなど、運用上の課題があると考えられております。

8. 個別型住民投票条例か常設型住民投票条例かということで、特徴を簡単にまとめました。投票資格者の範囲や成立要件など、柔軟な対応が可能であるのは個別型住民投票条例であるが、住民にとって手続きに多くの壁が存在します。その点において常設型住民投票条例の方が、住民の意見を反映させやすいが、濫用を防ぐという観点からも、汎用的な規定を設けざるを得なく、多様な案件に対して柔軟な対応が難しいとされております。以上、住民投票条例勉強会の資料としては、ここまででございます。このあとの委員の皆様の意見を踏まえて、今後、調査報告書をまとめていく予定でございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長（三澤公雄君） 今日の説明の部分について、皆さまから何か質疑やご意見ありませんか。

コストっていう問題提起があったんだけど、どんな政策にもコストを考えていることというはあるんだろうけど、これが個別型であろうが常設型であろうが、投票行動を行うっていうときは、多分、民意をはっきりさせたいという意味が、ある基準でクリアされているということは、それを知るっていうことと、コストの大小と違って、あまり関係なくなるのではないかなと思うんだけど。コスト面って、やはり考えるべきなのかな、皆さんどう思いますか。

○委員（横田喜世志君） あ、常設型だと内容だとかという部分でいくと、選挙の回数だとかが増える。投票回数が増えたりすると、そのたびにコストがかかるということだよ、どっちにしても、認められて投票するということはコストがかかるということなんだけど、問題は、個別であれば手続きに多くの壁ってそんなにあるものなんだろうか。常設型でもやることは大した変わらないのではないかな。ただ、議会を通すか通さないか違いくらいだと思いますが。

○委員長（三澤公雄君） 時間をコストと考えれば、コストがかかるのかもしれない。一方で濫用で言うけど、常設型にしろ個別型にしろ、あるクリアがあるでしょ。何分の1とかいう。

○委員（横田喜世志君） それと同じであれば、基本的に個別型と常設型の違いといたら、議会でやるやらないを決めるかどうかというだけしかないもんね。常設型だったら決めなくてもやれるというかっこうになるし、個別型だったら議会の議決がなければできないとか、こないだの寿都は個別型だから、否決したよね。八雲は多分、否決しないのではないかなと思うんだよな。そういう感じで考えていくと。住民のこれだけの要望があつてというのでいけば。

○委員長（三澤公雄君） でも、そのときの議会勢力に左右されないということも、ある程度大事なのかなと。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） この、一般的な禁止行為を禁止する自治体もあるが、概ね自由な投票運動を認めているということは、買収、脅迫なども規制していないということ。

○議会事務局次長（成田真介君） その自治体の規制を設けていないということは、そういうことなんだろうなというふうには思っています。要するに一般的には買収、脅迫は禁止なんですけども。規定を設けていないということは、自由な投票をとということになっているのかなと。

○委員長（三澤公雄君） 公職選挙法を詳しくは知らないけど、公職選挙法に準じたものにしてないんだ。この住民投票というのは。

○議会事務局次長（成田真介君） 基本的には公職選挙法に準用しているところが多数です。ただあえて規定を設けていないところは、多分公職選挙法に準じていると。

○委員長（三澤公雄君） 準じれば一般的ないわゆるやばそうなことは規制できるでしょ。僕の記憶の中でね、もう大人になった自分で、一般的なこういう、公職選挙法に入らないから堂々と買収行為をやっていた、農協の理事選だったんだけど、こんなことあるんだと。だから一部で公職選挙法に則らないやりかたをやられているということであれば、例えば金

銭だとやばいから砂糖だとか、当時貴重に思われていたものをね、送り合するということ  
がね、堂々とやられていたというのがね。

○委員（大久保健一君） これに関してはどうなの。準ずるということ。

○議会事務局次長（成田真介君） 規定をしなければ準じるというところは多いと思います。

○委員（大久保健一君） わからないから、ちょっと教えてほしいんだけど。もし準ずると  
いうことであれば規制があるということだよ。それは罰則はあるの、公職選挙法みたいに。

○議会事務局次長（成田真介君） 公職選挙法については、わからんですけども、この投  
票条例に罰則を設けているところもあるらしいんですけども、ほとんど多くは規定はして  
いるけども、罰則は設けていないようです。

○委員（大久保健一君） あの、個別で条例を設けて、町村でやるということを別にして、  
大きな法律の中でやる住民投票っていう区分でいけば、法律上で何の罰則だとか規制もな  
いということ。公職選挙法でいけば買収だとか逮捕されるだろうし、禁固刑になるのもある  
かもわからないけど、これについて準ずるというだけであって、公職選挙法がそのまま適用  
されるわけではないのであれば、罰則はないということになっちゃうでしょ。

○委員（横田喜世志君） 言ってる意味わかる？自由になる人がいない

○委員長（三澤公雄君） 買収行為を、準じて規制しますと書いてあるのに、買収行為は、  
たとえば現行犯とかで見つかった場合は、多分その人は被選挙権とか、そういうものは取ら  
れるでしょ。

○委員（横田喜世志君） 直近でいけば、愛知の選挙。ああいうことが簡単にできるという  
こと。

○委員長（三澤公雄君） あれは、有効投票に届かない場合は検査しなくてもいいというこ  
ころの裏をかいて、悪事を企てただけど、結果的にあれは何が発端だったっけ。署名の偽  
造だけど、あれが本件じゃないはず、調べ始めたきっかけは。規定投票の半分にも満たない  
んだから、調べなくてもいいことになっているんだけど。

○委員（横田喜世志君） 選挙管理委員会がその署名がおかしいということになったから調  
べた。

○委員（大久保健一君） あれは公職選挙法に準じてじゃなくて、もろ公職選挙法なんじゃ  
ないの。リコールに関することじゃなかったっけ。その辺、罰則って適用されるものなの、  
これ。

○委員長（三澤公雄君） 八雲で作った条例で警察が動けるのかっていう。

○議会事務局次長（成田真介君） 罰則規定を設けるのであれば、そうなりますけども。多  
くのところは設けていないというのが現状です。

○委員（大久保健一君） ないということね。

○議会事務局次長（成田真介君） ないというか、そこを想定して作っているかというこ  
ともありますが。

○委員長（三澤公雄君） リコール請求の署名は選管で 何分の1 とかは選管で時間かけて  
調査して 個別型だったらそれを議会に持って行ってということになったんでしょ。

○委員（横田喜世志君） 個別型は議会で議決しなければならない。でも常設型は議決しな  
くてもできる。その違いしかないような気がするけど。

○議会事務局次長（成田真介君） 大きな違いというのはまさにそこに尽きると思います。大きな違いは、要件を満たせば。

○委員長（三澤公雄君） でも個別型は議会にかける前にも、すでに住民で、ある程度の署名を集めなければならないから、そういう面倒なことをしないで、常設型を作って。

○委員（横田喜世志君） だから濫用になるのではないかっていう。

○議会事務局次長（成田真介君） 緩くせざるを得ないというか、いろんなものに対応するための規定にせざるを得ないという。

○委員長（三澤公雄君） だけどある一定の民意を集めなければ住民投票ができない、常設型でもできないんだから濫用っていうことにはならないんじゃないか。30人40人のグループがやろうと思ってできるものではないから、それ以外の住民を巻き込んだ数を。

○委員（横田喜世志君） 八雲で、議会が、そこそこ集めたやつがさ、八雲が否決するのかな。

○委員（大久保健一君） ただ、今の議会のメンツなんかを見ればそうはならないけど、これを作ってしまったら、今後改選があつて、そういうような意見を持っている人が大方占めてしまった議会になっている場合は想定されるということ。

○委員長（三澤公雄君） そうなっても住民の意思が、直近の住民の意志ができるという。

○委員（大久保健一君） ということは、そういうことまで想定しなければならないと思う。条例を改正しない限り、残ってしまうものだから。今見たいな割と民主的な見方を重んじている八雲の議会だと思うから今はいいけど、そうでない場合も考えられると。

○委員長（三澤公雄君） 確かに、今の議会構成を考えた場合に、横田さんみたいな考え方で、今必要かって言われたら、必要じゃないという人も何人もいるかもしれないけど、議会構成はどうなるかわからないし、誰がなつてもということ。

個別型の条例があつて、提案しても議会が、ある一定の民意を否定するような議会があるとする。じゃあそういう議会があつたときに、投票した結果を、民意を尊重するといつても尊重していないかもしれない。でもそれは明らかになるよね、民意を尊重しない議会だということ。

○委員（横田喜世志君） 投票を否決したという時点で、もう民意は論外。たとえば投票は議決しました、でも尊重するか。そのあとに投票で、こうしてほしいってやつを議会でばっさりということもできるという。それは常設型でも同じ。

○委員長（三澤公雄君） 個別型は、今回の寿都もそうだけど、住民を二分するような住民投票はやるべきじゃないというのが一番の大見出しになつて議会が否決するようなことがあるので。

○委員（大久保健一君） 住民の分断を招くということでしょ、投票自体が。

○委員長（三澤公雄君） それは詭弁だな。というのが僕は思うんだけど。

○委員（大久保健一君） それ以外の話もしていいの。

○委員長（三澤公雄君） いいよ、今日は全体のまとめ。

○委員（大久保健一君） 今まで勉強してみてもの思いなんだけど、やっぱりこの8番に集約されているんじゃないか。常設型の住民投票っていうもののメリットというのがやっぱり少ないと思う。常設型であつてもある程度の規定は設けざるを得ないんだから、それであれば個別型から、あえて常設型にする意味はないんじゃないかなと思う。

○委員（横田喜世志君）　たとえば今の住民投票の基準を下げて常設型にしますよというのだと、常設型のほうがやりやすいよねということになるんだけど、そこは変えずにとか、むしろ厳しくとかいったら意味はないよなっていう。

○委員長（三澤公雄君）　今現状で八雲町で住民投票条例を請求するときの、住民の集める署名というのは何分の1なの。

○議会事務局次長（成田真介君）　50分の1です。

○委員長（三澤公雄君）　それをもってして議会にかけられるようになるんだよね。千葉さんから問題提起されたことなんだけど、ルールがあっても使わない住民が多い中で、新しいルールを作る意味があるのかっていう問題提起されて、しばらく僕も悩んだんだけど、言わばアクションし慣れていない住民にとって、2段階のチャレンジ、住民投票に関して。議会に請求する署名を集めて、議会が通ったとしても今度、住民投票をするための、また署名集めをするんでしょ。まだまだいろんな民主主義のルールが、八雲だけではなく、多くの市民の中に当事者意識をもっていないからびんと来ない中で。2段階も障壁があるのかなというのが、これまでの住民投票のニュースを見るたびに思うことなんだよね。だからすっきりさせる意味で一発の常設型にするということと、議会に対しても、参加する気持ちが少ない住民が多い町の中で、議会側から常設型を提案するというのもひとつのアクションなのかなというのは、今回の勉強会を企画したきっかけなんだけど。

　宮本さん、ここまでで宮本さんの考えはどんなものでしょうかね。

○委員（宮本雅晴君）　常設型がいいのではないかなと思うけど。趣旨としてはいろんなものに対して常設型で見れるという、常に提示できるという部分、個別型は必死になって有権者に当たっていかねばならないけど、常設型であれば、そこに行ったら何か新たなものがあるのかなという感じで、そういう部分での視点というか個別ではかなり厳しいというか負担がかかりやすいのではないかなと思います。

○委員長（三澤公雄君）　いろんなものの見方がある中で、議会でも気が付かない問題点とかを、住民の中のある一定の数が問題提起したら、住民の意思が知ることになるから、そのことも議会が間接的に、住民が直近で何を考えているのかわかるという手立てとして興味深いということですかね。

○委員（大久保健一君）　だけど個別であっても、住民の50分の1でしょ。八雲の場合1万7千の人口として。

○委員長（三澤公雄君）　これ有効投票でしょ。もっと低い。

○議会事務局次長（成田真介君）　令和元年の知事選の有権者数でいきますと、約1万4千人いまして、50分の1だと約280人ぐらいになります。

○委員（大久保健一君）　だから町を二分するような、大きな町民の関心があるようなことで住民投票をやろうとすることがもし出たとしたら、280人なんてあっという間に集まる数だと思う。そんなハードルだとは思わない。

○委員長（三澤公雄君）　だと思っけど、280人の署名を集めて、議会にかけて。

○委員（大久保健一君）　議会だって12分の1でしょ、ということは2人賛成すればなるということでしょ。

○議会事務局長（三澤　聡君）　議会に提案。議決は過半数。

○委員（大久保建一君） でもどっちみち拘束型ではなくて諮問型なんだから。住民投票の結果について拘束力を持たないということになるでしょ。

○委員長（三澤公雄君） 拘束力は持たないけど、その数をもってどう判断するのかというのは一人ひとりの議員は試されるので、すごく刺激的だなと思うんだよね。

○委員（大久保建一君） そんなハードル高いとは思わないな、個別型が。数だけで言ったらだよ。

○委員長（三澤公雄君） でも過去にナイキとか八雲にあったけども、住民投票にいかなかったよね。そういう選択肢に気づかなかったのか、直近で町長選挙あって、町長リコールにいったよね。

○委員長（三澤公雄君） リコールって何人だっけ。

○委員（大久保建一君） リコールのほうが高いんじゃないの。

○委員（横田喜世志君） でも4ページに、常設型では実施するための署名が1/3以上とか1/4以上と書いてあるけど、これはさっきの50分の1の話じゃないよね。そうしないと常設型で住民投票というのは、これだけ集めて初めて投票する価値があるという判断だよ。

○委員長（三澤公雄君） だけど住民だけでできるという意味で、自分たちの民意を反映する武器だというふうに、いわゆる権力を持たない人たちが思われるんでないのかな。

○委員（横田喜世志君） さっきみたいに50分の1で280人で請求できますよというのと、それは常設型にすれば、要は最初からこれだけの署名を。

○委員（大久保建一君） 署名集めだけでいえば、常設型の方がハードルが上がるということね。

○委員（横田喜世志君） 要はその時点で、ハードルが上がった分で、要は署名がそれだけ集まったんだから、そのまま投票に行ってしまうということだよ。

○議会事務局次長（成田真介君） 要件を満たせば、実施されると。

○委員（横田喜世志君） ここだって1/3にするか1/6にするかで、えらい違いだよ。

○委員長（三澤公雄君） これはこれしか選択肢がないわけではないでしょ。

○議会事務局次長（成田真介君） ほかでは1/10だとか1/12だとか少数ではあるけれど、けっこう様々なんです。

○委員（横田喜世志君） 八雲だって、そこをなんぼにしたらいいのかっていう。1割と言ったって票を集めるための署名だよ。要は自分に賛同する署名をそれだけ集めて、実際に投票になりますよというための署名だよ。だから常設型って言えるんだろうけど。そのクリアと個別型のクリアとどっちがいいんだろう。

○委員長（三澤公雄君） 個別型は281人集まったって議会で案件が上がるというだけだから。

○委員（大久保建一君） だいたいこの署名集めて住民投票にもっていこうということは、多分執行側がやろうとしている政策を止めようだとか、反対するとかしかないと思うんだ。だからその武器を住民に与えるか与えないかっていう感じでしょ。今回の寿都みたいに署名はたくさん集まっているんだけど、議会が否決したから住民投票ができなかったということを防ぐためでしょ。だからあえて署名集めの分はハードル高くしていると。

今は間接民主主義というかたちを取っているんだから、ある意味議会に託されているという部分があるからこうなんでしょっていう気がするから、議会側から常設型を求めて制定する必要はないかなという気がします。

○委員長（三澤公雄君）　そこが変化球なんだけどな。議会が住民の意思をどう反映するかという意味で試されるものがぶつけられるわけでしょ。だから議会への関心も高まるという意味で、議会が作る意味はあると僕は思う。今の現状は議会に関心がない●●を崩せないと思うんだわ。1/50 集めたって議会にかけるだけなんでしょってことで、住民投票へのモチベーションだっとなかなか上がっていないんでないかなと思うし。

これは何か事件が起きてから考えることではなくて、事件が起こってからでは、その具体的なことに関して、いろんな議論もあるから、この住民投票条例をどうするかなんていうことはできないので、ある意味平和な今だからこそ。

○委員（大久保健一君）　委員長、これは寿都から思いついたの。

○委員長（三澤公雄君）　核抜き条例を求めるといって、佐藤さんが言い出したことがあって、よその町と同じことをするのもいやだなと思った中で、個別の案件で住民投票を求めるとことは、ことごとく日本中でうまくいっていない、議会が悪者になったみたいなかたちになって否決しているというのが続いているから、議会を通り越して、住民のひとつの武器として、直接住民の意思がわかるという道具を持ってして、その結果は町長も議会も尊重するよというふうにすれば、この民意をもって議会はどう判断するのかっていう感じで、本会議場が非常に注目を浴びるといなのが、一番大きな。今でも住民の福祉向上とかいろんなことを議案審議しているつもりだけど、なかなか住民に届いていないわけでしょ。こういう一大事なときでも、もちろん引き続き、これまでの政治活動の延長で住民の意思を最大限尊重して、議論しているんだっていうことを象徴的にみせるということができるんじゃないかなと思って、常設型住民投票条例を議会が作るっていうというのは面白いなと思ったんです。

○委員（大久保健一君）　ただこれは、多分住民投票までもっていくためのハードルを下げたからって、より多く行われるものでもないと思う。だから濫用なんてないと思うし。逆に言うとその二分するような話題が出てきて、たとえば町民の民意と執行部の考えが、あからさまに離れているようなことが進みそうだとか、そういうことになったらある程度のハードルであろうが、個別型であろうが、やはりそういう波が起きるんじゃないかと思う。

○委員長（三澤公雄君）　たとえば寿都だとか、それは議会で、住民の意志なんかいいよという感じで否決しているのが現状が多い。要するに住民が二分するようなことはけしからん見たいなことが、この理由がいいやと思ってみんな同じように使ってきているわけでしょ。八雲だっってそれやっちゃうかもしれないし。一方で執行部側は絶対こんなことは提案しないんだよ。常設型住民投票条例をなんてね。一人で権力を持っている町長が、住民に権力を与えようなんて絶対思わないよ。だから議会という多様性を反映するところだからこそ、僕らも考える材料として、直近の住民の意志がほしいということで住民投票を求めるといって。だから我々にとっては行政と戦ううえでの武器も手に入ると思うんだよね。そのときの町長の判断に対して是非を言ううえで、一番新しい民意が手に入るわけだから。だから止めるとしたら武器のない議会で止めるよりも、新しく武器を手に入れた議会でのほうが止めやすいと思う。一方で逆に進めるということであれば、進めやすい部分もある、住民



も後押しをしてくれる。一方で真逆のことをするうえでは、住民に向かい合って説得することは、行政もそういう機能を持っているけど、議会だって一人ひとりの議員がそれをもってして、私たちもこう考えるけど、何とか理解できないかっていう話し合いができるわけでしょ。直近の民意を知るということは、僕はすごくいい道具だと思うんだよね。

特に任期が、選挙から2年3年経って、今年みたいに任期まで残り数か月なんてときで、コロナのもっとすごい一大事があって、自治体でいくつか判断できるようなものを国からもらったとしても、その判断を適切にするうえでも、住民の意志なんてものがもし反映できれば、より進めやすいと思っているんですよ。3年何か月前の民意をもって、自分の考えだけでやっていいんだというのはちょっと危険なのかなっていう問題も出てくるんでないかなと思うんだよな。

まあ今日も含めて、委員会の勉強会だから、これだっていう答えじゃなくても、一つの考えをある程度集約して、少数意見も付けながら、次の任期の委員会に託すというやり方が、これまでのやり方でもあるのかなと思うけども、今日は欠席者も多いし、田中さんはこの議論に1回も、運悪く関わってなかったんで、結論めいた答えは勉強会の中では出せないのかなとは思っただけど、僕は勉強してみて改めて常設型を作るほうが議会としてもメリットがあるなど、強く僕は今でも感じています。

○委員（大久保建一君） 常設型になったからといってハードルが思った以上に下がらないから、あまり意味がないかなと思う。

○委員長（三澤公雄君） これが1/20だとか1/30になったら画期的だよな。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。委員の皆さんからほかにありませんか。

○議会事務局次長（成田真介君） ただ濫用というのは、要件を緩くすると、たとえば本当に町の、50年先100年先の、将来の大事な部分を投票するのか、ただ緩くすれば直近の、身近なことまで住民投票するのかどうか、そういうのもあって、あまり緩くできないのかなというのがあるんですよ。

○委員長（三澤公雄君） 今、大きな問題ばかり議論してたけど、今次長が言ったのは、案外小さい問題、たとえば来年の予算についてどうのこうのというような、住民の意志が出て来るような可能性もあるということ。

○議会事務局次長（成田真介君） そういう意味で濫用という言葉だと思うんですよ。

○委員長（三澤公雄君） だからこの有効な署名集めの数というのは、どこかの町を参考にといいよりも、現実にはいろいろ考えた数字が出てくるんだと思うんだよな。

○委員（大久保建一君） だけど、民意を知るツールになると言っているけど、民意が必ずしも正しい答えを生み出すわけでもないと思っているさ。原発の問題にしても。他の大きな町政の問題にしても。たとえば過半数の町民がそれに反対したからといって、やらなくてもいいことばかりでもないだろうし、ただそれを数字で見せられてしまったら、とても困ることかってことで、多分寿都は判断したんだと思うんだ。そういうケースもあるから何とも言えないと思うんだよな。

○委員長（三澤公雄君） 議会は今、前半で大久保さんが言ったみたいに大局的な見地に立って僕らは議論しているんだってことでしょ。目先の利益だけじゃなくて。長期的な行政運営だとか。だからそれを議論するのはこれまでもこれからも議会は変わらない。だけど直近

の民意というものを背負って住民の関心がある中でやっていく、議論していくということに武者震いのような。

○委員（大久保健一君） 常設型にするにしても、あまりハードルは下げるべきではないのかなという気がする。

○委員長（三澤公雄君） たとえば280人って出たけど、変な話、議会14人で半分が7人だよ。たとえば最低投票数×7みたいな感じにして、議会の半数を動かせるかもしれない署名を集めなきゃいけないという計算方法もあったり、半分じゃなくても議会の1/3を構成する、議会が提案する以上、そういった感じ、議会の構成員の中の何分の1の支持者が動けば投票できるかというふうな数字の見せ方をしていって、具体的な何分の1って出てくるのかなと思ってね。あくまでも尊重して我々はそれを、これから議論するわけだから。住民投票の結果を。

○議会事務局次長（成田真介君） 諮問型は結果を最大限尊重するというふうになっているんですけども、最大限尊重するという事は、実質その結果に拘束されるという意味もありまして、現状では諮問型といえども、どの自治体もおそらく実質は拘束されるものであるかというふうに思います。

○委員長（三澤公雄君） まあ間接民主主義を取っている、議会を構成する根拠はそこだから、議会は議会として、もちろん相当数の民意が出ているのに、あべこべのことを決議するというのは相当なパワーだと思う。だからそれに合う根拠と論拠がいると思うよね。けどそれに縛られるんだったら議会の存在価値がなくなる。あくまでも尊重するっていうところはそうさ。ただ14人という定数の中で受け止め方、尊重するんだから俺の今までの考え方は直近の民意に合わないからって考え方を変わるとかっていうのはあってもおかしくはない。

○委員（大久保健一君） けど一旦、住民投票でどっちか答えが出てしまったら、白黒ついてしまったら、それを議会で、あくまでも尊重だから違ってもいいと思うかもわからないけど、かなりきついと思うよ。

○委員長（三澤公雄君） きついだらうね。それだけの根拠を持っていなきゃできないと思うし。

○委員（大久保健一君） だから個別型にして。

○委員長（三澤公雄君） その時には、行政側がその民意にとってどう考えるかという意味で、議会というのは議員だけの議会ではなくて行政側も交えての議会。先に行政側が腰砕けしていれば、それをさらに進めて行けばいいという民意の反映の仕方もあるし、町長があくまでも持論にこだわっていて民意に逆らってというときに、議会はどうするかだとかね。民意に則って動く決議をするのと、一方で町長に沿うのかという見方をされるのか。だから権力がけん制される、今まで以上に。行政と議会と、そして今度住民投票の結果というものを持つことになる住民というふうに並立、拮抗するかたちというのを。民主主義の最たるものになっていくんじゃないのかなと思うんだよね。あくまでも尊重されるだからさ。

○委員（大久保健一君） 尊重する義務がある。

○委員長（三澤公雄君） 尊重する義務がある。反対の答え出したって、最大限尊重して、一週間心が揺れ動いたと、盤石なまでの考えを持っていたのに、自分の心を揺れ動かしただ

けの民意を受けていたんだと。それを尊重したという表現でいう貫き方も場合によってはあるんでないかな。縛られるという意味での尊重ではないと思うよ。

○委員（大久保健一君） その住民投票にかけるっていう議題によっても違うと思うんだよね。住民に問うべきものなのか、本当にAかBか悩んで議会でも考えがつかない、町政でもなかなか答えが出ないというときに、住民の声を聴くというのは住民投票に向くケースだとは思うけど、明らかに、安直に考えればAなんだけど、じっくり将来のことを考えたらBだっていうこととかだったら、なかなか住民投票に向かないってこともあると思うさ。だから住民投票に向くか向かないかという判断を議会ができるっていうことであれば個別型なのかという気がする。

○委員長（三澤公雄君） 向くか向かないかの判断も住民に委ねていく。

○委員（大久保健一君） だから危険だという。

○委員長（三澤公雄君） たとえば投票の資格者が、今18歳まで選挙下がってきたでしょ。18歳という人たちにどこまで主権者の教育がちゃんと向けられるのかということ促す意味で、住民投票を中学校に入る年齢、14歳からだとか、それくらいにすると、未来の話でも、彼らは判断される環境にいるから、主権者としての学ぶモチベーションにもなるだろうし、将来の課題設定といったときに、大久保さんが先ほど言ったみたいに、あまりにも小さなテーマだとか、若い人を入れたほうが省かれるのかなという感じもあるのかなという。僕は有効投票数の割合を決めることも大事だけど、投票資格者の範囲も広げていくっていうことによって、未来への課題に対しての投票が促されるのかなと感じています。今単純に上からの法律改正で18歳と決まったけど、政治と教育の距離というのは遠いままで、なかなか主権者としての教育までも、そんなにカリキュラムが採られていないから、それを促すという意味でも自治体で野住民投票条例というのは可能な限り年齢を下げるといふほうが、町の将来にとっては面白いのではないのかなと思う。この辺には全く関心はありませんか。

○委員（大久保健一君） 関心がないわけではないけど、たとえば教育だとか、直接投票の争点になるものが、子ども達も関わるようなことであれば、個別型でいけばかけることもできるわけ。基本的なスタンスでいけば、権利と義務というのは表裏一体のものだと思う。だから今回18歳って下がったのは、刑罰も18歳でしょ。もっと下がったのか。だから議題によると思うんだよ。分母を上げるということは集める署名も多くなるわけでしょ。かえって大変なんじゃないの。

○委員長（三澤公雄君） ここは問題広げすぎるか。18歳基準にする。いわゆる社会に出ている大人たちだけで決めないっていうほうが、目先の利益だとか、これもひとつの概念でしかないけど子どもたちが純粹っていう疑問が付くかもしれないけどね。八雲は10代の投票率ってまだ低いままなんですもんね。これまでの法改正してからね。思ったより若い人たちの参加はないから、より関心が薄い層でも。

○議会事務局長（三澤 聡君） 八雲に住民票があって住んでいないという状況もありますから。

○委員長（三澤公雄君） 特に18歳というのは、こういう小さい自治体にとっては離れている、いわゆる高校以上の学ぶ場がないから、そういう意味で先ほど中学校と言ったのも義務教育で地元で学んでいる、いわゆる未来の有権者というか、そういう人を入れることによって住民投票の価値が少し上がるんじゃないかなって。ここも議論は生煮えですね。

まとめると、請求の範囲、1/5だとか1/3だとか、これと今言った年齢要件とかが、まだまだ生煮えな議論だけでも、常設型住民投票条例の制定というものには少なからず興味を持つことが、この委員会ではできたという感じ。

○委員（大久保建一君） 俺は逆だな。勉強したからこそ個別型でいいなという。個別型で十分、住民投票というのは機能できるんだろうなと思う。そのような案件が出てきた場合にはね。

○委員長（三澤公雄君） 悔しいけど、両論併記でまとめるかい。今出たような意見でまとまる？

○議会事務局次長（成田真介君） はい、多様な意見が出たということで。どちらかというように結論にはならないと思います。

○委員（大久保建一君） 委員長の考えは考えで載せるべき。だから結局、今回は議論したけど、結論には至らないけども違いは十分理解できたという。

○委員長（三澤公雄君） 個別型に光が当たった議論もできたし、常設型の魅力を感じる議論もできた。引き続き検討に値するみたい。次の任期の常任委員会では、さらに深めて行ってもらいたいみたいな感じ。

○委員（大久保建一） 幸いにも八雲は、こういうケースに当てはまるような案件ないままずっと来ているからいいけど。

○委員長（三澤公雄君） 任期の中ではね。さっきも言ったけど、過去に住民投票を乗り越して町長リコールっていうことになったのは記憶にあるけども。できれば今、議会議員である自分の立場からいったら、議会が関われるような住民投票に進んだ方が。

○委員（大久保建一君） 今考えたら、それにかけてもいい案件だったのかなと思ったのは総合病院の改築事業だよ。ただ時間がなかったんでしょ。

○委員長（三澤公雄君） あれは補助金を、この委員会で答えを出さなきゃってことを言われたって意味では、本当に。

○委員（横田喜世志君） でも町民が本当にそう思っているのかは定かではないな。病院新しくなるのはいいって言う人けっこういたからな。

○委員（大久保建一君） だけどこれから地方の財政運営がどんどん厳しくなっていけば、きっとそういうことって出てくるんじゃないのか。

○委員長（三澤公雄君） 繰り返すけども、この常設型というのは、ある程度住民が使いやすくなるという意味で、住民もまちづくりとかにより一層関心を持ってもらう機会になるんじゃないかなと僕は思うんだけど。

○委員（横田喜世志君） だって300人弱の署名で議会に諮れるんだよって言うのを町民知らないんじゃないの。

○委員長（三澤公雄君） 知らないのかもしれないね。でもやろうって思う人は調べたらわかると思うんだけどね。

○委員（横田喜世志君） それこそ先に名前の出た佐藤さん、なんかそれ以上に思っているみたいなんだけど。とてつもなく集めなければならぬと思っているみたいだけ。

○委員長（三澤公雄君） では今日はここまで住民投票条例の勉強会をしました。まとめ方としては先ほども申したように、両論併記のようなかたちになりますけども、一人ひとりの委員の皆さんから、色んな考え方を聴くことができ、有意義な勉強会だったと思います。

是非、報告書をまとめて次の任期の委員会の人に引き継いでいけるようにしていきたいと思いをします。

それではもうひとつ、その他ですね、視察の案件が浮上してきたので、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局次長（成田真介君） 委員長、事務局次長。

○委員長（三澤公雄君） 次長。

○議会事務局次長（成田真介君） 視察というのは研修牧場の視察についてなんですけども、昨日、農林課から話があったんですけども、6月29日火曜日に新はこだて農協の組合長と専務が来町し、研修牧場の視察を行うことになっているとのことで、町長のほうから、その日であれば議員の皆さんも一緒に視察できるのではないかと、そういう提案があったようです。そこで総務経済常任委員会での視察ということで、文教厚生常任委員会の皆さんにも案内し、研修牧場の視察を行うということで進めたいというふうに考えておりますが、それについてご協議をお願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） お諮りします。今のような説明でしたが、どうでしょうか。僕も大韓牧場の、割と近くの立場にいますけども、この機会を逃したら多分、しばらく表立っての理由はコロナが収束するまで受け入れないということを経長のほうから言われていたから、かつこの機会なのかなと思います。多分1時間もかかるかな。具体的に質問が出て、見ながらディスカッションすれば、それに答えるだけの時間は用意するだろうと思うので、参加する視察の方々がどこまで興味を持っているか。ただ見て歩くのであれば、1時間もかからないんですけど。参加するうえでは積極的な質問なんかされたり、事前に知りたいのであれば、僕も知っている限りの情報提供は、農林課を含めてできると思いますので。

○委員（大久保健一君） 飼育、目標頭数の何%ぐらい入っているんだっけ。

○委員長（三澤公雄君） まだ搾乳牛で130頭しかいなかったし。

○委員（大久保健一君） 搾乳牛で500とか600でなかったっけ。

○委員長（三澤公雄君） 600。こないだの委員会でも農林課から説明があったけども。

○委員（大久保健一君） いいと思います。

○委員長（三澤公雄君） では進めていただきます。

○議会事務局次長（成田真介君） 日時の方は、先ほども言いましたとおり6月29日火曜日14時半ということになっておりますけども、詳細のほうわかりましたら、後程FAXでお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## ◎ 閉会

○委員長（三澤公雄君） はい、それでは終わります。ありがとうございました。

[ 閉会 午後2時37分 ]